



2022年5月13日

会社名 株式会社 フレアス
代表者名 代表取締役社長 CEO 澤登 拓
(コード番号：7062 東証グロース)
問合せ先 財務経理部長 関根真一郎
(Tel. 03-6632-9210)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～22 (省略)	1～22 (現行どおり)
(新設)	<u>23 ホスピスに関するサービス及びホスピス用住宅事業、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅事業</u>
<u>23～28</u> (省略)	<u>24～29</u> (現行どおり)

第3章 株主総会 第12条～第17条（条文省略）	第3章 株主総会 第12条～第17条（現行とおり）
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u> <u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>附則</u> <u>第1条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律 令和元年法律第70号 附則第1条ただし書きに定める施行日 以下「施行日」という。から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（火）
定款変更の効力発生日 2022年6月28日（火）

以上